

飲食業、販売業の生活衛生関係営業者のみなさまへ

組合加入で、たとえば、



賠償保険の保険料を節約できます

特別金利の融資で金利負担を節約できます

経営に必要な情報を迅速に入手できます

# 組合加入を おすすめします



全国生活衛生営業指導センター  
都道府県生活衛生営業指導センター

11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

飲食業、販売業の  
生活衛生関係営業  
者のみなさまへ

大きな  
安全

大きな  
安心

組合加入で  
セーフティ  
ネット

# 生衛組合に加入しましょう

保険料の安い団体保険制度に加入できます

ここが  
メリット

## 飲食業組合の例 全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(都道府県飲食業組合の全国団体)」の組合員になると食中毒賠償と総合賠償が一つになった共済制度に加入できます。組合ならではのリーズナブルな保険料です。

### ●年間売上高 2,000 万円～ 3,000 万円未満の一般飲食店・居酒屋の場合

#### エコノミー プラン

食中毒賠償事故のみ補償

年間 **2,060 円** の掛金で **5,000 万円** まで補償 (月々の掛金はわずか **172 円**) (B 型)

※オプションで休業補償も追加できます (例えば、支払限度 10 日間、保険金 35 万円で年間保険料は 200 円)。

#### ワイドプラン

食中毒賠償事故 + 施設賠償事故 + 受託物賠償事故 + 人権侵害・宣伝障害 + 第三者医療費用の補償をします。

年間 **11,000 円** の掛金で、食中毒事故を含め **総額 2 億円** まで補償されます。(SS 型)

※オプションで休業補償も追加できます (保険料、保険金はエコノミープランと同じです)。

(注) 食中毒保険等は、業種や都道府県によって制度の有無があります。詳しくは、都道府県指導センターにお問い合わせください。

## 行政や業界の最新情報を知ることができます

ここが  
メリット

組合のネットワーク機能を活かし、経営やリスク管理に必要な情報を迅速に入手できます  
(国からの要請で、組合を通じて生衛業経営者(組合員)に対し情報伝達が行われた例)

|          |                                                              |
|----------|--------------------------------------------------------------|
| ①お店の衛生対策 | エイズ、O-157、レジオネラ、セレウス菌、BSE、鳥インフルエンザ、残留農薬、ノロウィルス、口蹄疫、ラッサ熱、デング熱 |
| ②住民の健康対策 | 健康入浴、カロリー表示、分煙対策                                             |
| ③表示の適正対策 | 原産地表示、S マーク制度                                                |
| ④住民の福祉対策 | 高齢者等への訪問理美容、宅配サービス、バリアフリー、補助犬同伴受け入れ                          |
| ⑤環境保全対策  | 容器包装リサイクル、食品リサイクル、節電                                         |
| ⑥諸制度への対応 | 飲酒運転撲滅、消費税転嫁対策、大規模災害時の営業再開支援                                 |

(要請機関) 厚生労働省、農林水産省、消費者庁、公正取引委員会



# 生衛組合に加入すると、日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

ここが  
メリット



## 飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業の「設備資金」の例

### 融資限度額が 大きい

一般貸付の7,200万円  
に対し、組合員の場合は  
1億5,000万円



### 金利が 低い

組合員は通常の金利  
と比べ▲0.9%低利

### ここが違う！ 融資制度 (振興事業貸付)

### 返済期間が 長い

一般は13年以内、  
組合員は20年以内

返済期間が  
長いと、毎月の  
返済額が安く  
なります



### 小規模経営者には、 無担保・無保証人 の組合員だけの融資制度あり

設備資金と運転資金をあわせて2,000  
万円、返済期間は設備10年、運転7年

### JASRACの割引を 受けられます

日本音楽著作権協会 (JASRAC)  
のカラオケ著作権料割引を受け  
られます (20%、年払いならさら  
に割引されます)



### 団体普通傷害・交通傷害共済制度 に加入できます

団体制度ならではの安い掛金で、いざというときの  
普通傷害や交通事故傷害が補償されます。(全飲連  
の例：交通事故のみ補償の年間掛金は1,000円、広  
く傷害事故を補償する年間掛金は3,000円)

### 技能講習・交流会

技術の習得や向上・改善のための  
講習会、経営セミナー、交流会に  
参加できます。

### 生衛組合 (生活衛生同業組合) って？

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (生  
衛法) に基づき設立された営業者の自主的な活動団体です。  
理容、美容、クリーニング、旅館・ホテル、公衆浴場、興行  
場、一般飲食店、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、  
喫茶店、食肉販売、食鳥肉販売、冰雪販売、簡易宿泊所営業  
の各業種ごとに、各都道府県に設立されており、どなたでも  
加入できます。(注:都道府県によって、組合のない業種も  
あります。)

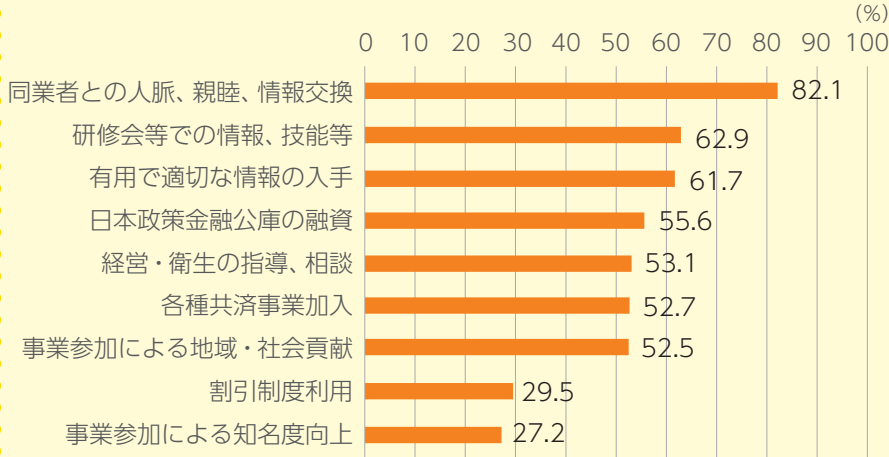
## まずは、指導センターにお電話ください！

経営相談や組合に関するお問い合わせを無料で行っています。

### 【最新調査結果に見る組合員が組合加入で受けたと考える便益・メリット】

「同業者との人脈形成、情報交換等ができた」は全体の82%、「研修会等参加で情報・知識、技術・技能の習得ができた」は63%、「組合事業参加で地域・社会貢献ができた」は53%。**あなたは組合に何を期待しますか？**

組合加入で受けた便益・メリット (生衛業計)



平成 27 年 11 月：全国指導センター調べ



ご相談や組合加入のお問い合わせは、  
都道府県指導センターへ

〇〇県指導センター

検索

### 都道府県生活衛生営業指導センター

北海道 011-615-2112  
青森県 017-722-7002  
岩手県 019-624-6642  
宮城県 022-343-8763  
秋田県 018-874-9099  
山形県 023-623-4323  
福島県 024-525-4085  
茨城県 029-225-6603  
栃木県 028-625-2660  
群馬県 027-224-1809  
埼玉県 048-863-1873  
千葉県 043-307-8272  
東京都 03-3445-8751  
神奈川県 045-212-1102  
新潟県 025-378-2540  
富山県 076-442-0285

石川県 076-259-6510  
福井県 0776-25-2064  
山梨県 055-232-1071  
長野県 026-235-3612  
岐阜県 058-216-3670  
静岡県 054-272-7396  
愛知県 052-953-7443  
三重県 059-225-4181  
滋賀県 077-524-2311  
京都府 075-722-2051  
大阪府 06-6943-5603  
兵庫県 078-361-8097  
奈良県 0742-33-3140  
和歌山県 073-431-0657  
鳥取県 0857-29-8590  
島根県 0852-26-0651

岡山県 086-222-3598  
広島県 082-532-1200  
山口県 083-928-7512  
徳島県 088-623-7400  
香川県 087-862-3334  
愛媛県 089-924-3305  
高知県 088-855-5100  
福岡県 092-651-5115  
佐賀県 0952-25-1432  
長崎県 095-824-6329  
熊本県 096-362-3061  
大分県 097-537-4858  
宮崎県 0985-25-1466  
鹿児島県 099-222-8332  
沖縄県 098-891-8960

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL. 03-5777-0341 FAX. 03-5777-0342

URL <http://www.seiei.or.jp>